

江東区における特定創業支援等事業について(個別講義)

創業に求められる4つの要素「経営」「販路開拓」「財務」「人材育成」について、江東区経営相談員等が継続的に個別講義を行い、創業希望者がスムーズな創業を実現できるように支援します。

<相談メニュー・個別講義内容>

『創業に関する相談』（毎週月～金曜日 10時～、11時～、13時～、14時～1回 50分） 中小企業診断士 **3回以上**

- ① 経 営 ・経営者としての心構え ・資金計画、融資制度の活用等経営全般
- ② 販路開拓 ・マーケティング戦略 ・広報営業戦略 ・商品開発サービス等

上記1と2の講義を受け、区様式の「創業計画書」をご作成いただき、江東区経営相談員の審査(認定)が完了している必要があります。

『税務に関する相談』（毎月第1・3・5水曜日 13時～、14時～、15時～1回 50分） 税理士 **1回以上**

- ③ 財 務 ・税務関係書類、会計帳簿のつけ方 ・決算書等の見方
- ・税務全般(申告制度、消費税等)

『労務に関する相談』（第2・4水曜日 13時～、14時～、15時～、16時～1回 50分） 社会保険労務士 **1回以上**

- ④ 人材育成 ・従業員の雇用の仕方 ・労働条件の基本 ・労働保険、社会保険
- ・労働リスク ・補助金等

<注意事項>

「特定創業支援等事業について(個別講義)」は、原則として、令和7年6月30日までに受講を完了する必要があります。

<認定までの流れ>

①江東区経営相談予約システムより創業に関する相談を予約してください。

(区ホームページ:ホーム>産業・しごと>中小企業支援>相談>経営相談予約)



②初回相談時に要件に該当するかを確認等するため、予約時間の20分前に経済課融資相談係窓口(庁舎4階28番)にお越しください。



③創業に関する相談を3回以上受けてから、税務・労務に関する相談をそれぞれ予約してください。



④終了まで最低5回以上、かつ1か月以上かけて講義を受講していただきます。



⑤「創業計画書」の審査が完了し、受講が全て終了しましたら、必要書類をご用意の上、経済課融資相談係窓口にて申請していただきます。



⑥申請日から2営業日後の午後1時以降に「証明書」のお渡しが可能となりますので、受け取りをお願いいたします。